

景品表示法入門セミナー開催のご案内

2019年3月
一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

景品表示法は、不当な表示や過大な景品類の提供行為を禁止するなどにより、消費者の利益を保護することを目的とする法律であり、消費者法として位置付けられますが、事業者の公正な競争秩序の維持においても大事な役割を果たすものであり、事業者の営業部門、広告宣伝部門、商品開発部門、お客様相談対応部門、法務部門、総務部門……等のあらゆる部門にとって必要不可欠な法律の一つといえます。

平成26年改正景品表示法の全面的施行から3年が経過し、消費者庁による措置命令件数は平成29年度50件（消費者庁発足以降最高の件数）、平成30年度（平成31年1月現在。以下、同じ。）25件、課徴金納付命令件数も平成29年度18件、平成30年度14件となっています。また、都道府県による措置命令件数も平成29年度8件、平成30年度2件となっているなど、改正景品表示法に基づく行政の積極的な法執行が行われています。

このような状況を踏まえ、事業者の皆様方におかれましては、景品表示法の基本的な知識や最近の動向について習得し、景品表示法違反行為の未然防止・拡大防止を図り、適正な景品類の提供や表示の適正化を図るなど、公正な取引を行う取組が重要となってきています。

当連合会は、このような状況に鑑み、景品表示行政に精通した消費者庁の現職の課長等や元公正取引委員会委員をお招きし、例年と同様に下記のとおり4地区でセミナーを開催いたします。

是非、この機会に、景品表示法及び公正競争規約制度に対するご理解をより一層深めて違反行為の未然防止や表示の適正化に役立てていただくとともに、貴社の販売促進活動、広告宣伝活動にご活用いただきますようご案内申し上げます。

なお、受講いただいた方には、修了証明書を交付することとしております。

記

1 講座内容

- 景品表示法の基礎
—企業にとっての景品表示法—
- 景品表示法の実務と最近における主な違反事例

2 開催日時、場所、定員（各会場とも申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。）

- 東京会場**（定員 500名） 2019年5月20日（月） 午後1時30分～午後5時
（一財）日本教育会館「一ツ橋ホール」（3階）
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 Tel 03-3230-2831
- 大阪会場**（定員 200名） 2019年5月28日（火） 午後1時～午後4時30分
（一財）大阪科学技術センター「大ホール」（8階）
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 Tel 06-6443-5324
- 名古屋会場**（定員 120名） 2019年6月6日（木） 午後1時～午後4時30分
ルブラ王山「金鯱の間」（2階）
〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通8-18 Tel 052-762-3151
- 福岡会場**（定員 120名） 2019年6月18日（火） 午後1時～午後4時30分
福岡リーセントホテル「レインボーホール」（2階）
〒812-0053 福岡市東区箱崎2-52-1 Tel 092-641-7741

3 講師・時間配分

講座内容	講師	時間
1 景品表示法の基礎 企業にとっての景品表示法 (1)景品表示法の意義 (2)景品表示法及び関連法制の動向 (3)景品表示法の解釈・運用に関する留意点 (4)景品表示法のコンプライアンス体制の構築 (5)公正競争規約・公正取引協議会の意義、役割	元公正取引委員会委員 前東京経済大学現代法学部教授 （一社）全国公正取引協議会連合会 会長代行 糸田 省吾	13:00～14:50 （東京地区は 13:30～15:20） 1時間50分

講座内容	講 師	時 間
2 景品表示法の実務と最近における主な違反事例 (1) 不当な表示の規制 (ア) 優良誤認 (イ) 不実証広告規制 (7条2項の運用指針の概要) (ウ) 有利誤認 (価格表示運用指針の概要) (エ) その他指定告示 (5条3号) (オ) 各種ガイドライン、考え方 (2) 不当な景品類の提供の制限 (ア) 懸賞 (イ) 総付け (主要な告示、運用基準) (3) 最近における主な違反事例 等	(東京会場) 消費者庁表示対策課 課長 大元 慎二 様 (大阪会場) 消費者庁表示対策課 担当者様 (名古屋会場) 消費者庁表示対策課 担当者様 (福岡会場) 消費者庁表示対策課 担当者様	15:00~16:30 (東京地区は 15:30~17:00) 1時間30分

(注) 講師の都合により講座の順番が変更になる場合がございます。

4 受講料 (1名当たりの料金、消費税を含みます。)

当連合会加入の公取協会員 10,800円 (景品表示法関係法令集 (平成30年版)、テキストを含む。)
一 般 16,200円 (同 上)

5 修了証明書の交付 受講した方には修了証明書を交付します。

※修了証明書発行の都合により、申込書に記載いただいた方が欠席され、代理の方が出席される場合は、開催日より3日前までに必ず代理出席者の氏名をご連絡下さい。

6 お申込方法 下記の(1) F A Xまたは(2) W e bによりお申込みいただけます。

- (1) F A Xによるお申込み 別添申込書にご記入の上、**F A X番号 03 (3568) 2030**まで送信してください。
申込書は当連合会のホームページ (<http://www.jfftc.org/>) からダウンロードできますのでご利用下さい。受講者が複数の場合は、申込書をコピーされるなどして、受講者全員の氏名を楷書で正確にご記入していただくようお願いいたします。
- (2) W e bによるお申込み 当連合会のホームページ (<http://www.jfftc.org/>) にアクセスいただき、セミナー詳細ページのメールフォームでのお申し込みの場合のリンク先をクリックして、申込みフォームに該当事項をご入力いただきお申込みください。

<受講料のお振込み及び受け付け番号のご案内他について>

お申込み受付後、受講料の請求書、受付番号のご案内及び会場の地図をご郵送致します。お申込み後、1週間以内にお手元に届かない場合は、お手数ですが、事務局へお問い合わせください。お支払いは、請求書到着後に銀行振込でお願いいたします。(受講料は事前の「振込方式」ですのでご注意ください。)

お振込みが間に合わない場合は、請求書に同封の「振込連絡票」に振込予定日をご記入の上、F A Xで送信いただくか、または事務局へご連絡ください。

なお、振込後の受講料の払い戻しは致しかねますので、ご都合が悪くなった場合は、代理出席をお願いいたします。

開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料を頂戴しますのでご了承下さい。

7 お申込み・お問い合わせ先

一般社団法人全国公正取引協議会連合会
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂K Sビル 2F
Tel 03-3568-2020 Fax 03-3568-2030

F A X通信票 (※送付状は不要です)

1 送 信 日 平成 年 月 日

2 送 信 先 一般社団法人全国公正取引協議会連合会 FAX (03)3568-2030

「景品表示法入門セミナー」

申 込 書

(月 日 会場)

上記セミナーへの受講を (名) 申し込みます。

- (注)・当連合会加入の公正取引協議会会員の方は、所属協議会名をご記入下さい。
 ・受講者が**複数**の場合は、本申込書をコピーするなどして**全員のお名前**をご記入下さい。
 ・受講者のお名前は、修了証明書に記載しますので**楷書で正確**にご記入下さい。

所属協議会名	全国釣竿公正取引協議会		
住 所	〒		
会 社 名			
申込責任者 氏 名		部 課 名	
T E L		F A X	

※ 上記の申込責任者ご自身が受講される場合も以下に再度ご記入ください。

(フリガナ) 受講者氏名	()	(フリガナ) 受講者氏名	()
(フリガナ) 受講者氏名	()	(フリガナ) 受講者氏名	()
(フリガナ) 受講者氏名	()	(フリガナ) 受講者氏名	()

<受講料> 1名当たりの料金、消費税を含みます。

当連合会加入の公取協会員 10,800円 (景品表示法関係法令集 (平成30年版)、テキストを含む。)
 一 般 16,200円 (同 上)

〔お申込み・お問合せ先〕 一般社団法人全国公正取引協議会連合会 電話：03-3568-2020 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂K Sビル 2階

(通信欄) 事前に何かご要望などがございましたらご記入ください。

--

(注) ご提供頂いた個人情報は、当連合会からの各種連絡等以外には使用いたしません。